

意見書案第 2 号

貸し切りバス事業への「規制緩和」見直しと運転手の労働条件改善について

別紙のとおり意見書案を提出する。

平成28年 3 月22日提出

提出者議員	石 黒 武 美
賛成者議員	豊 岡 義 博
〃	平 野 義 文
〃	峯 泰 教
〃	野 尻 清
〃	花 田 茂 巳
〃	斉 須 正 友
〃	上 田 久 司

## 貸し切りバス事業への「規制緩和」見直しと運転手の労働条件改善を求める意見書

乗客乗員15人が死亡し26人が重軽傷となった長野県軽井沢町のスキーツアーバス事故は、ひとたび事故を起こせばどれほど悲惨な事態に直結するかを改めて見せつけた。国土交通省の特別監査や警察の捜査などを通じて明らかになってきたのは、人命をあずかる交通機関として安全を担っていることへの責任や自覚を欠いたバス運行会社とツアーを企画した旅行会社のあまりにずさんな姿勢である。

事故を起こしたバス会社は運転手が健康診断をしていなかったことなどで事故直前に行政処分を受け、今回も運転手の研修を怠り、健康チェックのための点呼もしていなかった。時間外労働についての労使協定も結ばない違法な事実も判明した。バス会社と旅行会社は、国が安全を確保する基準として定めた運賃下限を大きく下回る金額で契約していた。

深刻なのは、貸し切りバス業界の中で安全置き去りの事業者が後を絶たず、構造的な問題になっていることである。その大きな要因は2000年に行われた道路運送法改定で、バス事業への参入要件が免許制から許可制に緩められたことにある。事業者数は約2,300から約4,500へ急増し、それが受注競争を激化させ、異常な値引き競争を引き起こしている。コスト削減のため運転手に低賃金と長時間労働が押しつけられ、健康被害も進み、過労が原因の事故も発生している。国土交通省などは事故のたび、長距離運行では運転手を2人体制にするなど「再発防止」策をとってきたが、参入規制など問題の大本に手をつけてきていない。運送事業者12万以上に対し、国土交通省の監査職員は約370人である。業者の事後チェックに限界があるのは明らかである。

よって、多くの若者たちの未来を奪った悲惨な事故を繰り返さない・国内外の旅行者の安全を確保するために、「規制緩和」を見直し問題ある業者を参入させない、運転手の労働条件改善など、抜本的な対策を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成28年 3月22日

岩見沢市議会

提出先

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
国土交通大臣  
総務大臣